

支援対象児童等見守り事業委託 公募型プロポーザル審査要項

1 基本方針

支援対象児童等見守り事業委託のプロポーザル審査は、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性により、最適な提案者を選定するために実施する。

2 選定委員会の設置

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（平成23年告示第38号）に基づき、袖ヶ浦市支援対象児童等見守り事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定する。

3 選定方法

提案採用者の選定に当たっては、提案内容を公平かつ客観的に評価するため、各提案事業者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案上限額内の見積価格で提案したもののうち、選定委員会が審査基準に基づき評価し、袖ヶ浦市が定める基準を超えた評価が最も高い事業者を、提案採用者として選定する。

ただし、6団体以上から提案書等が提出された場合は、提案書類による事前審査を実施し、上位5団体において、提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、提案団体が1団体の場合もプレゼンテーションによる審査を実施する。

4 審査基準

選定委員会が厳正な審査を行い選定する。審査に当たっては、別表の評価項目、採点基準及び配点に基づき提案内容を総合的に評価し評価点を与える。

審査員1名の評価点の満点は110点、110点に審査員数を乗じた数を合計の満点とする。

5 提案採用者の選定

(1) 選定委員会の各委員の審査点数の合計が、満点の10分の6以上で、かつ最も高い者を提案採用者として選定する。

(2) 最高得点者が2者以上ある場合は、1位と評価した委員が最も多かった者を提案採用者として選定する。1位と評価した委員が同数の場合は、2位と評価した委員が最も多かつ

た者を提案採用者とする（以下同様）。

（３）提案採用者の選定後、契約を締結できない事由が発生した場合、又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

（４）提案者が１者である場合は、選定委員会の各委員の審査点数の合計が、満点の１０分の６以上である場合に提案採用者として選定する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、審査に必要な事項は、袖ヶ浦市が定める。